

専 修 学 校 の 振 興 に つ い て

- 1 専修学校の現状
- 2 専修学校の振興について
- 3 専修学校的一条校化について
- 4 専修学校所轄庁から見た専修学校制度の課題

平成20年3月26日
委員 飯島 寛

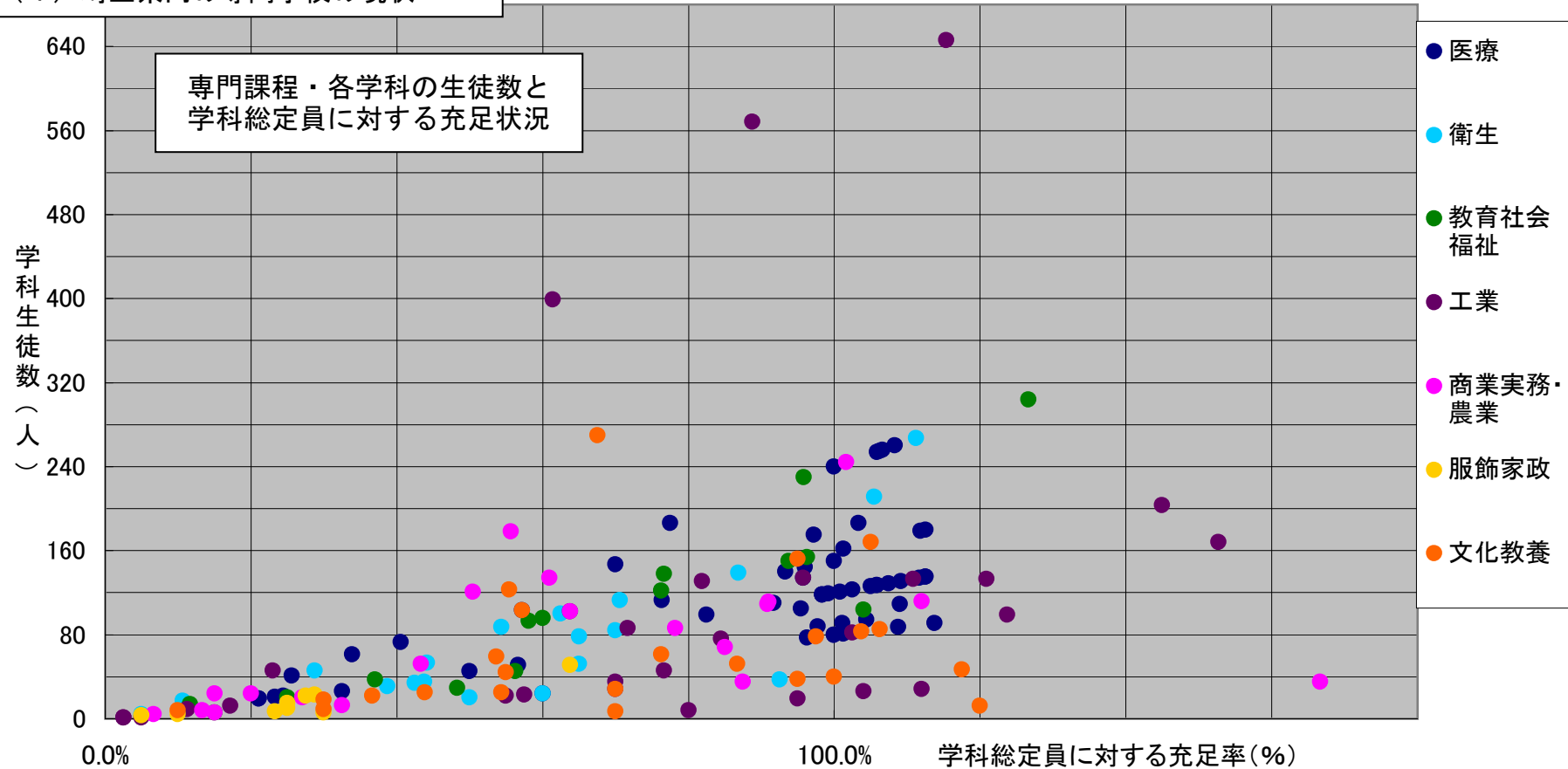
1 専修学校の現状

○ 入学資格、修業年限、教育内容が異なる非常に広い範囲の分野の教育を、自由かつ弾力的に行い、実用的知識・技術を習得させる教育機関である。

◎ 非常に広い範囲の分野
◎ 著しい規模の差

千差万別の学校群

(1) 埼玉県内の専門学校の現状



(2) 全国と埼玉県の比較 (平成19年度学校基本調査)

① 全国の中での埼玉県の位置(学校数・課程別生徒数の比較)

	順位	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦		⑧	⑨
項目	全国計	東京	大阪	福岡	愛知	北海道	神奈川	埼玉	全国比	千葉	兵庫
専修学校数	3,218	444	244	184	171	164	116	106	3.3%	103	91
生徒数	674,676	160,757	80,190	46,736	45,333	33,483	24,367	19,483	2.9%	17,463	16,510
専門課程	599,500	147,795	74,379	38,696	38,354	30,871	20,352	16,530	2.8%	14,545	14,801
高等課程	39,373	4,000	4,429	2,924	6,221	1,484	1,943	809	2.1%	542	1,709
一般課程	35,803	8,962	1,382	5,116	758	1,128	2,072	2,144	6.0%	2,376	0
※人口比									5.5% (7,071/127,770)		

② 私立専修学校の課程別生徒数・入学定員・入学者数・入学定員充足率

	全 国				埼 玉 県				全国との
	生徒数	入学定員	入学者数	充足率	生徒数	入学定員	入学者数	充足率	充足率比較
専門課程	599,500	435,740	271,374	62.3%	16,530	10,836	7,352	67.8%	↑
高等課程	39,373	32,161	17,501	54.4%	809	1,015	317	31.2%	↓↓
一般課程	35,803	57,561	34,475	59.9%	2,144	2,480	2,130	85.9%	↑↑
専修学校計	75,176	89,722	51,976	57.9%	2,953	3,495	2,447	70.0%	↑↑

③ 私立・専門課程の分野別生徒数・入学定員・入学者数(人)

	全 国				埼 玉 県				全国との
	生徒数	入学定員	入学者数	充足率	生徒数	入学定員	入学者数	充足率	充足率比較
医療	178,650	73,500	60,635	82.5%	6,995	2,879	2,467	85.7%	↑
衛生	80,679	68,238	45,846	67.2%	1,434	1,340	856	63.9%	↓
教育・社会福祉	51,208	37,152	21,924	59.0%	1,579	1,160	656	56.6%	↓
商業実務	61,601	56,031	31,446	56.1%	1,332	1,224	683	55.8%	↓
農業	1,688	1,825	734	40.2%	158	150	76	50.7%	↑↑
工業	90,496	73,274	41,695	56.9%	3,281	2,153	1,675	77.8%	↑↑
服飾・家政	21,568	29,533	10,368	35.1%	145	435	87	20.0%	↓↓
文化・教養	113,610	96,187	58,726	61.1%	1,606	1,495	852	57.0%	↓
合計	599,500	435,740	271,374	62.3%	16,530	10,836	7,352	67.8%	↑

④ 私立専修学校の規模別学校数

	全国		埼玉県	
計	3,218		106	
0 (人)	254	7.9%	8	7.8%
1～40	524	16.3%	15	14.6%
41～80	423	13.1%	12	11.7%
81～200	943	29.3%	37	35.9%
201～400	621	19.3%	22	21.4%
401～600	228	7.1%	7	6.8%
601～800	103	3.2%	3	2.9%
801～1000	57	1.8%	2	1.9%
1000～	65	2.0%	0	0.0%

2 専修学校の振興について

(1) 制度の変遷

学校教育法の枠外の施設

学校教育法に定める施設

初等中等教育施設

一条校
幼、小、中、高など

高等教育施設

一条校
大学、短大、高専など

● 専門課程

● 一般課程 ● 高等課程 ● 専門課程

○ S51 専修学校

一条校ではない「学校」

○ S31 各種学校

「学校教育に類する教育」

○ 諸々の養成教室、技芸教室、訓練施設など

(専門課程の制度改革)

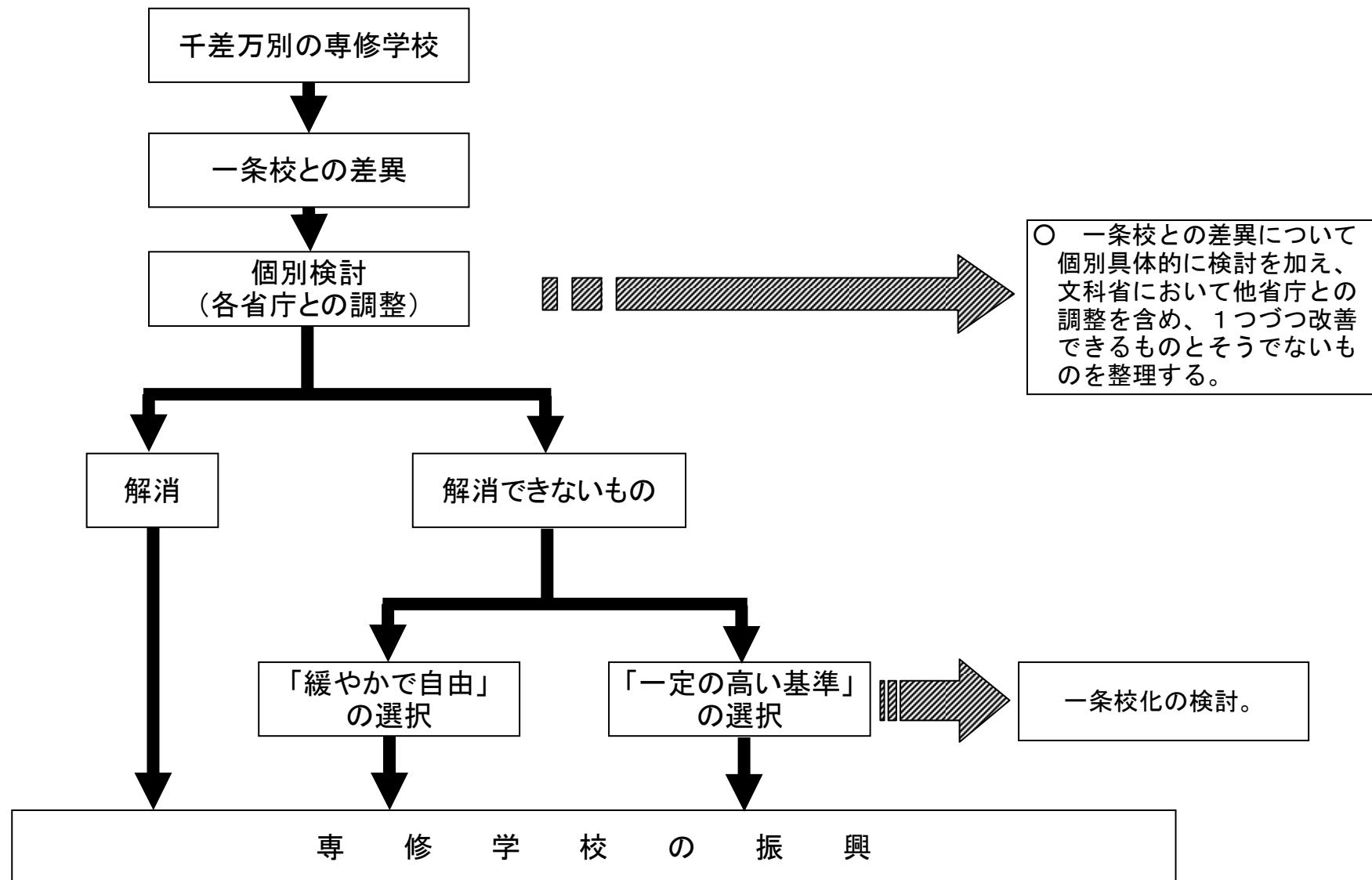
H17 高度専門士称号付与、
及び大学院入学資格が
認められた。

H10 専門学校修了者の大学
編入が認められた。

H6 専門士称号付与制度が
創設された。

H3 専門学校の学修を大学等
で単位認定することが認
められた。

(2) 専修学校の振興と一条校化について



3 専修学校の一条校化について

- ① 教育体系の議論において専修学校（専門課程）と大学・短大との比較が行われているが、専門学校に関しては実践的な知識・技術を修得するという職業能力教育のニーズに応えた、より実践的な教育という意味で短大・大学とは異なる役割を果たしている。
- ② 所轄庁としては、法令上の違いに基づく指導の差はあっても、学校として基本的に求めるべきもの（生徒にとって良好な教育環境の確保がなされ、経営が安定し、優れた授業により優秀な人材を送り出すこと）に関わる部分で、一条校であるか否かで指導に差はない。
そうした意味で専修学校（専門学校）が、様々な一条校との差異を解消したいという実質的な理由で一条校の新設を求める事に関しては理解する。
- ③ 多くの専修学校は、事実上、養成施設規則等により高いハードルが設けられ、充実した教育を行っているが、専修学校と一口に言っても実態は分野や規模などにより千差万別である。
そうした中では一条校化については、専修学校の特色を踏まえた上で、専修学校の質的向上に資するふさわしい一定の高い基準の確保が求められることとなる。
また、その場合には他の中等・高等教育との比較で均衡を失するものについては見直しが必要となる。
- ④ 「一定の高い基準」については十分な検討が必要であるが、専門学校のさらなる質的向上は必要としても「大学・短大化」が求められている訳ではないと考える。
- ⑤ 一条校化については、従来の「緩やかで自由」な状態と「一定の高い基準」との選択の問題であって、それは一律にどちらにすべきということではなく専修学校自身の選択に任せる事柄であると考ええる。

4 専修学校所轄庁から見た専修学校制度の課題

- ① 体系化の議論などが必要
 - 現行の専修学校には3課程（高等・専門・一般）が混在しており、体系化の議論とともにわかりにくい3種類の名称の見直しが必要。
- ② 専修学校所轄庁と養成施設所轄庁の二重行政
 - 多くの養成施設において専修学校設置基準よりも細かい養成施設指定基準が定められている。
 - 養成施設とそうでないところで（全てではないが）充実度に大きなギャップが生じている。
- ③ 資格取得偏重 → 平成6年「専門士称号付与に関する規程」が定められた際に、専門士称号付与の要件として「③試験等により成績評価を行い、その評価に基づいて課程修了の認定を行っていること」が挙げられているが、総じて「成績評価＜資格取得」となりがちである。
- ④ 自己点検・評価の充実が必要
 - 大学・短大の評価基準と同じである必要は無いが、多様な専修学校にふさわしい独自の手法で高めていく必要がある。
- ⑤ 施設・体制面 → 一般に専門学校の施設は総じてミニマムであり、高等教育機関として、例えば図書館（室）など、生徒が自主的研究活動を行うための施設設備が乏しいと思われる。
また、体制面では事務局職員の体制を強化し、法人・学校運営における機能強化を進めていく必要があると思われる。
- ⑥ 私学助成 → 国の助成がない中では、各都道府県の実情と考え方に応じた助成とならざるを得ないのが現状であるが、一条校となった場合には「一定の高い基準」の確保が求められることや、職業教育・専門技術教育の一条校機関としての役割に鑑み国庫等の支援は必要ではないか。